

町税の前納報奨金制度改正・

廃止のお知らせ

■町県民税（普通徴収）、固定資産税の前納報奨金制度を平成20年度から改正・廃止いたします。

前納報奨金制度とは、町県民税（普通徴収）と固定資産税について、その税額を第1期の納期限内に一括して納付（全期前納）していただいた場合に、各納期の納期前に係る月数に、その納期の税額の0・5％を乗じて得た額を交付しているものです。

この制度は、昭和25年、戦後の経済状況を背景に、納税意欲の向上、早期税収確保、収納事務の簡素化などを目的に創設されました。

しかし、町県民税を特別徴収される人には利用できないため、普通徴収される人と不公平があること、行財政改革の視点から経費節減の取り組みを推進する必要があることの理由により、平成20年度から下の表のとおり段階的に改正・廃止することとなりました。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
交 付 率	0.5％×月数	0.5％×月数	0.3％×月数	廃 止
交付額の上限	無制限	10万円	5万円	

■全期前納はこれまでどおりできます

前納報奨金制度は平成22年度になくなりますが、第1期の納期限内に全期分の額を納付（全期前納）することはできますので、引き続きご利用ください。

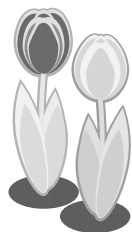
口座振替をご利用の方で、「全期前納（一括納付）」から「期別」への変更をご希望の方は、町内金融機関、岩美町財務課の窓口で受け付けております。

【問い合わせ先】

財務課 ☎73-11413

FAX 73-11569

E-mail zainu@town.iwami.gr.jp



ただいま土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧中！

4月1日より土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行っています。

次のとおり期間を設けていますので、この機会に固定資産税の内訳を確かめておきましょう！

【縦覧期間】

4月1日（火）～4月30日（水）

【対象者】

固定資産税納税義務者又は代理人等（運転免許証等の本人確認ができるものがが必要です。また、代理人等の場合は委任状が必要です。）

【時間】

月・水・金曜日 午前8時30分～午後5時30分
火・木曜日 午前8時30分～午後7時

【場所】

役場財務課窓口

【問い合わせ先】 財務課 ☎73-11413